



CONTENTS

I Farewell

退職を迎えて	生熊 長幸	2
退職を迎えて	加波 眞一	4
一区切り～立命館大学の思い出	二宮 周平	6

II Academic Conference

日本法社会学会学術大会開催報告	渡辺 千原	8
OIC 開催の日本政治学会		
「マックス・ウェーバー・セッション」とその周辺	野口 雅弘	9
日本保険学会平成 28 年度全国大会・総会を開催して	竹瀨 修	10
ジェンダー法学会第 14 回学術大会を開催して	松本 克美	11

III My Book

ナチスが最も畏れた男＝フリッツ・バウアーの実践から学ぶもの	本田 稔	12
-------------------------------	------	----

IV Ceremony

第 11 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式	宮脇 正晴	14
第 14 回天野和夫賞授与式	宮脇 正晴	15

V Departure

「居必擇郷・遊必就土」	王 一晨	16
「桃李不言・下自成蹊」	李 娜	17

VI Study Group

研究会		18
-----	--	----

退職記念

Farewell

退職を迎えて

生熊 長幸 *IKUMA Nagayuki*

立命館大学にお世話になってはや10年の歳月が流れた。大学教員としての最後のステージをどこの大学で迎えるかについていろいろ迷ったが、法科大学院開設前より3回に渡り一番熱心に誘っていただき、かつ一番長く勤められそうな大学を選択させていただいた。

それまで国立大学で20年間、公立大学で14年間、教鞭をとってきた私にとっては、私学の教育については違和感を覚えたことも多い。私学の法科大学院であるからなおさらのこと、教育中心・学生中心であって、いろいろストレスに晒された。そのせいか赴任2年目に带状疱疹にかかり、授業中何度も腹部を強い痛みが襲ったが、学生に気付かれないよう講義をしたこともあった。それでも赴任から数年はまだ優秀な学生が多く、忙しいながらも張り合いがあったので、救われた感がある。

このような多忙な法科大学院で、熱心に教育に努められながら、研究もしっかりされている教員の多いことにも感嘆させられた。このような教員によって立命館法科大学院は支えられているといってよいであろう。とりわけ民法の教授は、大変タフで勤勉であった。

本学に赴任してから「物権法」と「担保物権法」のテキストを公刊（三省堂刊）することができた。これらは前の大学在職中に執筆を依頼されたものであるが、公刊は本学に赴任してからとなった。そのため、法科大学院の授業から得た経験を織り込むことができた。その意味では、法科大学院の授業経験もありがたかった。



現在の法科大学院は当初の理想と大きくかけ離れてしまっている。当初は、法曹への需要が増大するとの見込みのもと、予備校的勉強ではなく、法科大学院で理論と実務の基礎をきちんと勉強し、また隣接科目や展開・発展科目も学んで、広い視野を有する法曹を育成すること、地方を含め、全国各地に法科大学院を設置し、法曹過疎を解消すること、法科大学院卒業生の7～8割が法曹になれること、が謳い文句であった。私も前の大学で、法科大学設立準備の責任者として、数度にわたり文科省詣でをした。

ところが、規制緩和の時の政府の政策のもと、教員・施設・財力等の要件を満たせば法科大学院の設立を認めるということで、あまりにも沢山の法科大学院ができ、入学定員も膨大になった。その結果、司法試験に合格できない卒業生を沢山生みだし、長年にわたる経済不況も重なり、法曹への需要は伸びず、

合格しても旧司法試験時代のような、法曹になれば取りあえずは安泰という状況ではなくなってしまった。このことは、法科大学院の受験者の大幅減少を生みだし、合格率の高い法科大学院への入学もかなり容易になり、合格率の低い法科大学院は、受験者の大幅減少により撤退を余儀なくされた。本学法科大学院の教員がその典型であるように、教員の懸命な努力を文科省は評価せず、当初の理念に反して、合格率を最大の指標として、補助金減額の方法で、合格率の低い法科大学院の撤退を誘導している。また、法科大学院制度と矛盾する予備試験を温存していることもこのような流れを促進しているのは明らかである。結局、法科大学院は、当初の理念に反する方向へ進まざるを得なくなっており、教育のあり方、研究のあり方に深刻な問題をもたらしているというのが現状であろう。

退職後は、嵯峨野線の超満員電車および京都駅34番の狭いホームから解放されることになるが、これは本当にありがたいことである。なお、山陰本線の始発駅である京都駅からしばらくは単線であることは驚きであり、また京都駅には、0番ホームがあり、1番ホームがないことも新鮮であった。

ここ2～3年、1日1万歩のウォーキングなどに努め、標準体重に戻した結果、健康診断の結果もほぼすべて良好となった。あとは頭の老化防止もかねて、これまでできないでいた研究課題に取り組んで、それなりの社会貢献をしたいと思っている。

10年にわたり、いろいろお世話になった法務研究科および法学部の教員・職員の皆さま、法学部共同研究室の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

(いくま ながゆき・民法)



退職記念

Farewell

退職を迎えて

加波 眞一 KANAMI Shinichi

今となっては、もうどこで聞いたのか、忘れてしまった。しかし、内容だけは覚えている。登竜門についての異説の話である。

登竜門とは、中国黄河の上流にある急流ないし滝のことで、そこを遡ることのできる鯉は龍になれるという故事から、出世のための関門を意味するというのが一般的な説である。この説では、登竜門は特定の一つの場所ないし事柄であることを意味している。

しかし、本当は、そうではなく、全ての鯉に皆それぞれの「登竜門」がある、というのである。ただ、どの急流・滝が自分にとっての登竜門なのかは分からない。皆が登竜門であるという滝に挑戦する、ないしは、ここそが登竜門だと思って挑戦する。結果、龍にはなれず、自分は、ただの鯉にすぎないと考えてしまう。

しかし、それは、その者にとっての登竜門



ではなかっただけである、というのである。そして、多くの鯉は、間違った急流・滝に挑戦し、または、自分の登竜門であることに気づかず通り過ぎてしまい、そのまま、ただの鯉として生涯を終えることになる、という。



では、どういう鯉が自分の登竜門を探し当てることができるのでしょうか。単なる運の問題かという、運の問題は大きいがそれだけではないという。中には、登竜門に気づく能力のある鯉もいるが、それは急流・滝を遡り切る気力を意味する訳ではなく、むしろ大事なとはとにかく挑戦する気概である、等々。

また、登竜門の形状も人によって様々で、一つの関門を越えるだけのものもあれば、いくつもの関門・障害が連続していて、それらを全て越えて初めて登竜門を遡り切ることになるものもあるという。

そこまでいわれると、人生の節目、節目、で立ち現れてくる、いくつかの関門のどれか、または、その全てが登竜門かも知れない、ということになる。いかなる境遇にあっても、目の前の困難に挑戦していく姿勢が大事で、それをしない以上、龍になる機会はない、常に挑戦し続けることが大事だ、ということにもなるだろうか。

確かに、一つのことに失敗したからといって、不平・不満をいいながら、後悔の念にまみれて日々を送る、というのが最も不幸なのであって、済んだことはそれとして、新たな挑戦に向かうというのが正しい生き方であろう。

人それぞれであろうが、やるべき事をやらなければ、何ら人生に展開が生まれようもないことは確かである。

そう考えると、この異説は、登竜門という故事に言寄せた人生訓というべきことになろうか。

いずれにせよ、この、登竜門は各人ごとにあり、一つではない、という話には心を引かれた。

法科大学院で学び、司法試験に挑戦するのも、法曹を目指すのも社会正義の実現のためばかりではないだろう。それが自分の大きな成長・飛躍につながることを期待しているか

らであろう。そうであれば、司法試験を登竜門として考えているといつてよからう。

その結果、その挑戦に破れていく者もいるわけだが、前述の登竜門の異説によると、もしかしたら、その者にとっての登竜門ではなかったのではないかという思いもよぎることがある。毎年、法科大学院に入学してくる新入生を見るたびに、この思いは心をよぎる。

翻って、自分はどうか。民事訴訟法の研究者の道を選び、立命館大学で退職を迎えようとしている。この道は登竜門だったのだろうか。私の師匠は私がこの道に進むことには、当初、消極的であった。自分自身、悩んだこともあった。

しかし、そろそろその答えが分かる。そういう時節を迎えようとしている。

(かなみ しんいち・民事訴訟法)



ウィーン国立歌劇場にて

退職記念

Farewell

一区切り～立命館大学の思い出

二宮 周平 NINOMIYA Shuhei

この3月で定年退職。4月からは特任教授として、可能であれば70歳まで勤務しますが、やはり一区切りです。そこで立命館大学の思い出をいくつかお話しします。

前任校は、松山商科大学経営学部。両親が住んでおり、小学3年から高校3年まで過ごした地元。落ち着こうかと思っていたのですが、法学部からお誘いがあり、中井先生、長尾先生がわざわざ松山まで来て下さいました。1984年1月、松山港にお迎えに行ったことを今でも鮮明に思い出します。

1985年4月、立命に移って最初のカルチャーショックは、教授会でした。前任校では、事情の分からない若い者は黙って座っていないさ似的な対応だったのですが、こちらでは、ある教授から、法学部は若い者が担うのだから、どんどん意見を述べよと言われたのです。よしと思っていたのですが、私が発言する前に、大河さんや大久保さんたちが実地的確な意見を大きな声で述べられ、出る幕なし。当の教授から、おまえはおとなしいなあと言われました。何でも自由に発言できる、言い争いをしても後腐れがない、派閥がない、権威に媚びない、こんな法学部の空気が好きで、結局、定年までお世話になりました。

退職記念講義に沢山の卒業生が集まってくれたのも定年までいたおかげかもしれません。ゼミ生と学園祭でスペインバルを開き、客寄せに、語学留学をしたゼミ生がフラメンコを踊り、私がギター伴奏をしたり、1泊2日北海道突貫ゼミ旅行をしたり、院生・留学生と自主ゼミ+飲み会をしたり、法律相談部



顧問として夏の移動相談に随行し、打ち上げどんちゃん騒ぎをしたり、ゼミ生、院生、学生、留学生たちとの交流は本当に楽しい思い出です。また院生が5人、博士学位を取得したことも大きな喜びです。

2004年法科大学院立上げに際して、教員引き抜きが続き、家族法の私が法科大学院に移籍し、民法演習などを担当しました。新司法試験の問題が不明なまま、院生と教員が手探りで勉強していた時期です。演習で私が受講生の質問に立ち往生していると、他の院生が、やめとけ、先生が困っている、と助け船を出してくれました。教員が頼りないと学生が自分で勉強して合格するのでしょうか。その頃の院生たちと、今でもつき合いがあります。

組合の執行委員、法学部2部主事、主事、調査委員長なども良い経験になりました。法学部長の時は、外国語の苦手な私も、同僚の

助けを得ながら何とか国際交流をしました。趣味は身を助ける。音楽ネタでお話ししていると、後日、CD等をいただいたりする余得もありました。何とか研究の下支えをしてくれる仕組みを作りたいくて、法学アカデミーのスタッフを確保し、今も継続できていることが何より嬉しいです。他方、茨木の土地取得問題を契機に常任理事会で理事長、総長と対立することが多くなりました。理工、経済、産社、国関の学部長と連携して抵抗を続けました。五学部長ならぬ五悪部長と揶揄されましたが、今も仲間でいられることは、ありがたいことです。ただし、飲み過ぎて糖尿病になりました。定年前の2年間は図書館長。平井嘉一郎記念図書館開館、加藤周一文庫開設

など吉田総長の館長時代の成果を私が享受した感じで、申し訳なく思っています。

最後に2008年の評議員選挙、2014年の総長選挙で選挙管理委員長を務めたことについて、ひと言。前者では、ある選挙区の選挙について管理委員会内の議論が対立、膠着しましたが、信頼する職員の意見をうかがい、自分なりの判断ができました。後者の選挙管理はかなり批判されましたが、担当職員と協働でき、自分としては任務を果たせたのではないかと思います。教職協働は立命館の良き伝統です。定年退職する私から本学へのエールです。

(にのみや しゅうへい・民法)



退職記念講義の前に、卒業生を中心に図書館で茶話会、講義の後は諒友館 Cafe ROSSO でパーティ、さらに近所の居酒屋で2次会。長丁場でしたが、たくさんの笑顔と花束・記念品の山々に囲まれ、至福の時を過ごしました。関係のみなさまに心から感謝申し上げます。

Academic
Conference

学会開催報告

日本法社会学会学術大会開催報告

渡辺 千原 WATANABE Chihara

2016年5月27日から29日にかけて、日本法社会学会学術大会を朱雀キャンパスにて開催させていただいた。当初はその2週間前も日程候補だったが、それは、あの爆撃予告さわりで大学閉鎖になった週。その日でなくてよかったと胸をなで下ろした。

法社会学会は、企画委員会発案のミニシンポジウムと全体会のほか、学会員による個別報告、学会員が提案して編成したミニシンポジウム、若手ワークショップやポスターセッション、女性ランチョンなど盛りだくさんで、最大5つの会場で同時並行して報告が行われた。おそらく、通常法律学の学会とは異なり、一般的な社会科学の学会に近いスタイルで、学会報告のハードルも低く、ざっくばらんな雰囲気である。今年度の学会企画は、「《法》を見る」で、法社会学の基本スタンスである、法現象を見だし、分析するための

理論および方法でのミニシンポと、その対象たる法現象（紛争解決、家族、刑事司法・民事司法）を見るという全体会で構成された。

今回、筆者は開催校責任者でありながら、ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所」の司会と、自らが企画したミニシンポジウム「事前規制と事後救済の多様化と交錯：医療専門分野における現状と課題」のコーディネーターとしても参加した。存分に学会を味わったが、開催校責任者としては当日かなり無責任者だった。同じく開催校理事の松本克美先生、高村学人先生（政策科学部）、そして学会プロの法学アカデミーの赤塚さんの強力な助力のもとで無事につとめを果たすことができたことを、心より感謝するとともに、その後は疲れ切って茫然自失。当分開催しなくてすめばと思っている。

（わたなべ ちはら・法社会学）



OIC 開催の日本政治学会
「マックス・ウェーバー・セッション」とその周辺

野口 雅弘 NOGUCHI Masahiro

日本政治学会の2016年度研究大会が10月1日（土）、2日（日）に立命館大学大阪いばらきキャンパスで開催された。企画委員として私は「日本の政治学におけるマックス・ウェーバーの遺産」というセッションを立案し、司会を務めた。

W・シュヴェントカー『マックス・ウェーバーの日本』（みすず書房2013年）という本を翻訳したことがある。日本におけるウェーバーの受容史を扱った研究だ。この国で長らく「これぞウェーバー」とされてきた像が、実はかなり独特な構築物だということを明らかにしている。

面白い研究だったが、不満もなくはなかった。政治学者だからどうしてもそうなるのだが、とくに政治学への目配りが物足りなかった。丸山眞男も含めて、多くの政治学者はウェーバーと名のつく本や論文は書いていなくても、それなりに彼から「学恩」を受けている。日本の政治学におけるウェーバー受容を別途試みる必要があるのではないか。今回の企画の問題関心はこれだった。

スピーカーは3人。まずは『崩壊の経験：現代ドイツ政治思想講義』（慶應大学出版会2013年）をお書きになった蔭山宏さんから、「ウェーバーとワイマール」というタイトルでご報告をいただいた

次に『K・A・ウィットフォーゲルの東洋的社会論』（社会評論社2008年）の著者であり、現代の中国事情にも通じている石井知章さんから、「戦後政治学におけるマックス・ウェーバーと中国」との報告をしていただいた。

最後は、ハイデルベルク大学（日本学）名誉教授のヴォルフガング・ザイフェルトさん（cf. 拙稿「ドイツでMasao Maruyamaを読むということ」『みすず』2014年4月号）。報告は丸山眞男とマックス・ウェーバーを比較する内容だった。彼はこの2週間後に東京女子大学の丸山眞男文庫のシンポジウムでも報告することになっており、日本政治学会と丸山文庫が共同して招聘する形をとった。この招聘は、社会科学国際交流江草基金からの支援によって可能になった。また立命館大学衣笠リサーチオフィスの片岡志保美さん、北波正衛さん、上野妙子さんに変なお世話になった。記して御礼申し上げたい。

学会の翌週、ザイフェルトさんには立命館大学法学部でも、丸山眞男のドイツ語翻訳（『日本の思想』など）についてレクチャーしていただいた。野口ゼミの学生との議論も活発だったが、参加されていた法務研究科の村田敏一さんとザイフェルトさんが、丸山の『忠誠と反逆』が面白いといって意気投合する光景はとても印象深いものがあつた。また立命館大学図書館「加藤周一文庫」研究員の半田侑子さんから展示の説明を受けながら、ドイツの日本学研究について議論できたことも収穫だった。

最後に、今回の研究大会のために尽力していただいた大阪いばらきキャンパスの皆さまに感謝申し上げます。同業者の何人かから「いいキャンパスですね」と言われたし、（はじめてOICを訪れた）私もそう思いました。

（のぐち まさひろ・政治思想史）

Academic
Conference

学会開催報告

日本保険学会平成28年度全国大会・総会を開催して

竹濱 修 TAKEHAMA Osamu

2016年10月29日(土)、30日(日)に立命館大学・存心館において、本学では、初めて日本保険学会の全国大会・総会が開催された。本学会は、経済学・商学・経営学・法学の分野にまたがる保険に関する研究を行うことを目的としている。昨年、学会創立75周年を迎えた歴史と伝統のある学会である。筆者が本学会の理事および2016年度の大会実行委員長の立場で、法科大学院の村田敏一教授と経済学部久保彦彦教授並びに法学アカデミー、本学研究部、さらには立命館生協・コープイン京都のご協力を得て、盛大に開催することができた。記して感謝の意を表したい。

本年度は、初日に恒例となっている日韓の保険学会交流の一環として、韓国・慶星大学の朴恩京教授の「告知義務制度の韓・日・中比較研究」の報告があり、本年度の総会を挟んで、午後は、山下典孝・大阪大学教授を中心にしたシンポジウム「民事司法利用支援のための保険制度の役割」が開催された。報告

者は、山下教授のほか、大井暁・弁護士、池田康弘・熊本大学准教授、木村彰宏氏(損保ジャパン日本興亜)、一ノ瀬淳氏(第一生命)であった。

2日目は、午前中に①経済・経営・商学系セッション(座長・岡田太志・関西学院大学教授、報告者:藤本昌氏(全国大学生協共済生活協同組合連合会)、黒木達雄・名古屋商科大学教授、小山浩一氏(Break on Through社))と②法学系セッション(座長・大塚英明・早稲田大学教授、報告者:山下徹哉・京都大学准教授、松田真治・帝京大学助教、嶋寺基・弁護士)に分かれて、自由論題の個別報告が行われ、午後は、山野嘉朗・愛知学院大学教授を中心にした共通論題「保険法の国際比較」(報告者:梅津昭彦・新潟大学教授、中出哲・早稲田大学教授、潘阿憲・専修大学教授、米山高生・一橋大学教授)が開催され、それぞれ多数の参加者を得て、活発かつ有意義な議論が交わされた。

(たけはま おさむ・商法)



ジェンダー法学会第14回学術大会を開催して

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi



2016年12月3日（土）、4日（日）に朱雀キャンパスにて、ジェンダー法学会第14回学術大会を開催いたしました。2008年12月に衣笠の創思館で第6回大会を開催したので、立命館大学での開催はこれが2回目です。開催校責任者には前理事長の二宮周平教授、事務局長に私、大会委員に大西祥世教授という体制で、いつもながら法学アカデミーの赤塚さんにも設営準備からお手伝いいただき、また、二宮ゼミの学生さんたちに当日の運営につき多数お手伝いをいただきました。

前日の12月1日（金）にはプレ企画として、ジェンダー法学教育ワーキンググループから「ロースクール生に向けた性暴力の教育について」が開催されました（企画責任者・司会は二宮教授）。翌日の大会1日目には、午前

家族法は対応できているか」、「戦後日本社会における法原理、政策原理としてのジェンダー平等」）、午後にシンポジウムⅠ「男女雇用機会均等法施行30周年—均等法を問う」を開催し、終了後に「たわわ」で盛大かつフレンドリーな懇親会を行いました。2日目には、午前中に5本の個別報告、総会（共催の法務研究科の和田真一研究科長にご挨拶いただきました）、午後にシンポジウムⅡ「戦時性暴力と法—慰安婦問題と戦後補償」（私も司会で登壇）を開催いたしました。延べ参加者は230名にのぼり、盛会でした。大学からは学会開催校補助もいただきました。

本大会の詳細は学会HPに掲載しておりますので、ご関心のある方はご参照ください（<http://www.tabi-go.com/genderlaw/>）。

（まつもと かつみ・民法）

自著紹介

My Book

ナチスが最も畏れた男 ＝フリッツ・バウアーの実践から学ぶもの

本田 稔 HONDA Minoru

1948年12月10日は、人権宣言が国連によって宣言された日である。東京ドイツ文化センターでは、毎年この日に人権をテーマにした企画を開催してきた。ドイツが他民族の人権を抑圧した過去の歴史を振り返り、それを記憶に刻むためである。今年は、ヘッセン州検事長フリッツ・バウアーを主人公にした映画「アイヒマンを追え！」の公開が目前に迫り、またローネン・シュタインケの『フリッツ・バウアー』も出版されたこともあって、その映画の一部を上映しながら、フリッツ・バウアーと過去の克服について討論会が企画された。

東京ドイツ文化センター所長のペーター・アンダース氏から、企画の趣旨説明がなされた後、ドイツ政府がシリアとイラクからの多くの難民を受け入れ、世界が抱える問題の解決に取り組んでいることが紹介された。そして、講演に先立って映画の一場面が上映された。それは、検事長バウアーと若者の座談会のシーンである。若者が質問した。「ドイツ人は基本法を誇りにしてよいのではないか」。



司会の斎藤貴男氏（左）と私



フリッツ・バウアーの関連図書

バウアーはこれに答えた。「誇りにできるのは、我々が行なうべき善行を行なっている場合だけだ。我々は、森や緑、大地と自然を誇りにできない。それは我々が作ったものでないからだ。ゲーテやシラーの美しい詩の芸術も誇りにできない。それを作ったのは彼らだからだ。我々が誇れるのは、我々が行なう善行だけである」。

ドイツ全土にゲーテやシラーなどの文豪の銅像が建立されている。バウアーが検事長を務めていたヘッセン州のフランクフルト・アム・マインは、ゲーテの生まれ故郷であり、その地の大学はゲーテの名を冠している。また、東京ドイツ文化センターの正面玄関には、「ゲーテ・インスティテュート」と書かれ、ドイツ文化のあり方がゲーテとの関係において強く意識されている。そのようなセンターの企画において、このシーンを映し出したこ



フリッツ・パウアーについて講演する私

とが印象的であった。12月10日の企画は現在のドイツが世界中の人々に開かれた人権親和的な社会たらしめる決意の表明であると感じた。

講演企画の司会進行は、斎藤貴男氏に務めていただいた。歴史修正主義、ヘイト・スピーチ、安保法制＝戦争法制など様々な問題を追及し、その根源にある日本社会の病巣を抉り出すジャーナリストであり、この企画の司会進行に相応しい方であった。斎藤氏からの紹介を受けて、「過去の克服とフリッツ・パウアー」というテーマで話した。東京近郊には、この種のテーマを研究する歴史学者や哲学者が数多くいるにもかかわらず、なぜ私が講演することになったかという、かつて朴普錫氏とフリッツ・パウアーに関する論文の共訳を立命館法学に掲載し、また私がシュタインケのパウアー評伝の翻訳作業を進めていることから、翻訳作業で知りえたことを織り交ぜて話せないかと依頼を受けたからである。十分な研究をしていないので、お断りしようかと思ったが、今後とも研究を継続する決意を固めて、引き受けさせていただいた。

ドイツにおける過去の克服の主要な側面は、ナチの戦犯の刑事訴追と処罰であるため、遡及刑罰法規の適用の可否、ラートブルフ・テーゼの意義、再生自然法論による法実証主義批判の問題点、時効問題などが争点になるが、専門的な説明を簡略的に話したため、やや難解な解説になってしまった。それでも、参加者からは様々な貴重な意見と刺激を得ることができ、これまでにない非常に有意義な時間を過ごせた。ドイツ文化センターの図書ルームを開放し、近い距離で、考察対象を共通する方々とディスカッションし、またこれを機に知り合いも増えたことは、決して主流とはいえないこの種のテーマを研究してきた私にとって大きな喜びであった。

最後になりましたが、当日の企画のために尽力いただいた関係者の方々に深く感謝します。

*なお、本講演は、当日の報告原稿を加筆・補正し、必要な注釈を付した上で、立命館法学 369・370号（2017年）に掲載予定である。

（ほんだ みのる・刑法）



フランクフルト・アム・マインのレーマー広場に建つ正義の女神像

授与式報告

Ceremony

第11回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

2016年5月20日（金）、第11回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が平井嘉一郎記念図書館にて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和15年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである（なお、授与式が開催された上記図書館は、平井信子様のご寄付によって建設され、本年4月1日に開館したものである）。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を収め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、小松智昭氏（立命館大学法学研究科博士課程前期課程1回生）、白貴暉氏（立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生）、片保涼介氏（立命館大学法学研究科博士課程後期課程1回生）、谷口陽輔氏（立命館大学法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程2回生）が受賞した。



授与式では、吉田美喜夫学長から祝辞と各受賞者への賞状が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、平井信子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長 宮脇正晴）



Ceremony

授与式報告

第14回天野和夫賞授与式

第14回天野和夫賞の授与式が2016年12月2日（金）に衣笠キャンパス至徳館にて開催された。

同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により2003年に創設されたもので、優れた研究成果や業績により学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回の受賞者は次のとおりである。まず、卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した修了生として、王一晨氏（学位論文名「拡大生産者責任に関する比較法的検討—一日中米における比較考察—」）が受賞した。次に、特に優れた成績をもって修士の学位を取得した修了生として、和食光洋氏（学位論文名「約款の拘束力について—規範性の観点から—」）が受賞した。そして、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者として、『中世の法秩序と都市社会』（塙書房、2016年）を著した高



谷知佳氏が受賞した。

授与式では、吉田美喜夫学長から各受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長 宮脇正晴）



出発

Departure

居必擇郷・遊必就士

王 一晨 WANG Yi Chen

2015年10月1日という日で、3年間にわたる院生生活に終止符を打ちました。その3年を振り返ってまず思い出されるのは、留学生活の両端、すなわち入学式と学位授与式のことです。入学式で新入生の一員としてこれからの学校生活に憧れる姿、学位授与式で学位取得者代表として今までの学校生活に未練がある姿は、まだ目の前に現れています。

私は、2012年に中国人民大学法学院と立命館大学法学研究科との交流協定が結ばれて初めて留学して参りました院生です。両校の友好関係が築き上げられていくのをこの目で見たとことを大変光栄に存じております。中国の古典、『荀子』勸学編には「君子は居るに必ず郷を擇び、遊ぶに必ず士に就く」という言葉があります。私にとりまして、京都に留学して、様々な人々と出会ったことは、人生の道に大きな影響を与えてくれました。立命館における充実した博士課程での研究生生活は、これまでの人生の中で素晴らしく、とても忘れがたい経験となりました。今振り返れば、来日したばかりのとき、どのように日本で生活し、またどのように立命館で学ぶかについて非常に悩んでいました。そのとき、法学研究科でご指導いただいた先生は、私を親切に叱咤激励してくださいました。私の環境法の比較研究や論文作成に対する指導教官の駒林良則先生からの貴重な指導及び意見のおかげで、博士論文を完成して学位を取得しました。私の研究を支えてくださった法学研究科の先生方、先輩や友人たち、法共研ほか多くの方々に、心から感謝の意をここに刻みたいと思っております。

私は、今中国社会科学院日本研究所で助理



研究員として、環境法政策の視点から、日本の環境問題に関する研究に取り込んでいます。博士課程での研究により、私自身が積極的な研究的態度を身につけ、科学的な研究方法を把握したうえで、これから直面する問題及び様々な困難に取り組む方法を獲得したことは、人生の貴重な経験だと思います。ここで、自分が考えたことを法学研究科の後輩に分け合いたいと思います。博士論文の作成と同じく、これからの研究や学問を追求する際、失敗や困難はただ一時的なものであり、目標を堅持し続けることこそが、博士課程の研究生生活から得た最も重要なことだと感じています。新たな目標に向かって歩き出したそれぞれの道のりが容易なものだとは思いません。しかし、何度も壁を乗り越えて本大学院で学び、考えたことを糧とし、自らが選んだ道を信じ、進み続けることを、また地域社会・国際社会に貢献する人材となれるよう祈念いたします。

(おう いっしん・環境法)

「桃李不言・下自成蹊」

李 娜 LI Na

立命館大学法学研究科と人民大学法学院の交流協定が結ばれたから、最初の短期留学生として日本にきました。短い三ヶ月間にもかかわらず、日本、京都、特に立命館の魅力に引かれて、私は、ここで博士課程を過ごし、博士号を取ろうということにしました。「もっと日本の生活を体験したい、もっと日本のことを知りたい」というのは、立命館で学術の世界に入る原点です。私は、2013年9月に立命館大学法学研究科に入学し、岸本雄次郎先生の下で信託法を専攻とし、学術研究を行いました。2016年9月に博士号が授与され、同年の11月に北京の金誠同達法律事務所に就職しました。

中国では、「桃李不言・下自成蹊」という先生を尊敬・感謝することわざがあって、「桃や李は、ものを言うわけではないが、美しい花を咲かせ、おいしい果実を実らせるため、自然と人が集まり、そこに蹊ができ」、「優れた人格を備えた人の周りには、その人を慕って自然と人が集まってくる」という意味です。私にとっては、岸本雄次郎先生をはじめとして先生、職員の人たちが「桃李」のような優れた人であって、立命館大学が「桃李園」のような優れた大学と思っています。受けた恩情は、私の財産として残ります。それを大切にすると、一生の宝物になると信じております。

受けた課程の中で、最も影響深いのは、指導教官岸本先生の授業と二宮周平先生のゼミです。岸本先生の授業を受けた時の衝撃と感動を鮮明に覚えています。その授業でそれまでの信託法への認識と研究の仕方は変わりました。二宮先生の授業が私の中にある民法へ



の好奇心という扉を解き放ち、扉の中にある素晴らしい民法世界に二宮先生が導いてくださいました。それ以降先生たちの授業を受ける前にはワクワクし、授業中も先生たちの言葉一つ一つが心に響きました。教えるとは何か、学ぶとは何か、問いかけられていた気がします。学ぶ喜びと人生の素晴らしさを先生から教わりました。

辛さも苦しさも、嬉しさも楽しさも、多くの事を経験できたこの留学生活の中、これまでの日々を思い返すと本当に沢山の思い出が蘇り、それだけこの3年間でとても充実したものだったと感じています。私は、これから法律事務所で、身につけた日本法律の理論と実務の運用を共に活用し、弁護士道の道に進みたいと存じております。私は立命館大学の卒業生として、「桃李園」のような立命館大学、及び「桃李」のような先生や職員の人たちに感謝し、これからもどのような場面でも楽しむこと忘れず充実した人生を送っていききたいと思っています。

(り な・信託法)

Study Group

研究会

2016年4月～2017年2月

■法学部定例研究会：

- 16年 4月23日 第1回商法研究会：原弘明氏「判例評釈：東京高判平成26年4月24日（監査役への提訴請求を欠く株主代表訴訟が適法とされた例）」、山下典孝氏「判例研究：専門家による現物出資の財産価格填補責任と弁護士賠償責任保険の免責事由 大阪高判平成28年2月19日」
- 16年 6月 4日 第2回商法研究会：道野真弘氏「モントリオール条約における前払金ルールについて」島田志帆氏「ドイツ法における適時開示義務違反の責任」
- 16年 7月 2日 第3回商法研究会：藤嶋肇氏「ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えの適否」判例評釈（最判平成28年3月4日）、久保壽彦氏「福島原発事故損害賠償制度の見直し状況と法的整理」
- 16年 7月15日 博士論文公聴会：李娜氏「中国信託業に係る規制のあり方に関する研究：中国『信託業法』の制定に関する比較法的考察」
- 16年 7月28日 第1回政治学研究会：吉次公介氏「日米安保体制史1951-2016」
- 16年 7月29日 ランチタイム法政研究会：平野哲郎氏「カンファレンス尋問— 交互尋問とカンファレンス鑑定を超えて—
- 16年 9月 3日 第4回商法研究会：清水円香氏「会社および子会社の融資判断に関する事業会社取締役の責任」、渡邊博己氏「信用保証契約における付随義務としての調査確認義務」
- 16年 9月19日 社会内処遇と司法福祉セミナー「テクノロジーを用いた社会内モニタリング— オーストラリアにおける監視社会の拡大と障がいのある人の自律的な社会復帰のあり方から考える—」：アリソン・ヤング氏「犯罪予防としてのテクノロジーを用いた監視の拡大」、スチュワート・ロス氏「テクノロジーを用いた自律的な社会内処遇プログラム」
- 16年 9月23日 第3回民事法研究会：木村和成氏「個人の『主観』に民法・民法学はどう向き合うべきか」
- 16年 9月29日 特別講演会：インゴ・ゼンガー氏「ドイツ消費者事件における代替的紛争解決手続— 消費者紛争解決法」
- 16年10月 1日 第5回商法研究会：岸本雄次郎氏「1つの預金債権を信託財産と固有財産とで準共有しているとみなすことの可否」、品谷篤哉氏「判例研究 金融商品取引法166条1項1号における『その他の従業者』の意味（最二決平成27年4月8日）」
- 16年10月25日 第3回最高裁研究会：大久保史郎氏「ブライヤー アメリカ最高裁判所論：違憲審査権と "public trust"」
- 16年10月26日 第1回刑事法研究会：森久智江氏「司法と福祉の連携における犯罪行為者の自律的な社会復帰のあり方」
- 16年11月 9日 講演会：Michael Johannes Pils氏「European Employment Law」
- 16年11月 5日 第6回商法研究会：伊藤吉洋氏「判例研究 MBO実施に係る取締役の対会社責任（平成27年10月29日大阪高裁判決（シャルレ株主代表訴訟事件控訴審判決）」、高橋慶親氏「改めて支配権維持目的の増資を考える～かつてない泥沼案件の顛末を中心に～」
- 16年11月25日 第4回民事法研究会：清水沙紀氏「日本での同性婚（外国で成立した）の法的保護の可能性について」、白貴嶧氏「在日韓国人の相続における反致—韓国国際私法49条2項の遺言における反致—」、LI Siran氏「中国の上場会社のコー

ポレート・ガバナンスー中国会社法における公有制の要請と株主資本制の要請との衝突に対する研究ー」

- 16 年 11 月 25 日 第 1 回公法研究会：貞永美奈氏「近世初期における日本神判の終わり」、木元一磨氏「国際人道法における非国際的武力紛争の存在の条件」
- 16 年 12 月 1 日 第 2 回公法研究会：高倉寛人氏「小選挙区制違憲論の憲法学的検討」
- 16 年 12 月 2 日 第 5 回民事法研究会：福永誠氏「引用の要件について」、知名春香氏「複合契約の法的構造の解明」、ZHANG Jinheng 氏「改正中華人民共和国消費者權益保護法の特徴と日本消費者法への示唆ーインターネット取引、特にプラットフォーム提供者の賠償責任に関してー」、中森達也氏「民事調停の紛争解決機能についての考察」、谷口祐太郎氏「父子関係の成立と子の福祉についてー最高裁平成 26 年 7 月 17 日第一小法廷判決を題材としてー」
- 16 年 12 月 3 日 第 7 回商法研究会：村田敏一氏「機関投資家の議決権行使とコーポレート・ガバナンスー日本版スチュワードシップ・コード対応を中心にー」、村上康司氏「ジュピターテレコム事件最高裁決定」（最決平成 28 年 7 月 1 日）
- 16 年 12 月 6 日 第 1 回税法研究会：中道智之氏「濫用法理による租税回避行為の否認」、山邑友実氏「離婚における財産分与課税の問題点」、佐藤駿氏「延滞税の免除規定についての検討」、山口万央氏「法人税法における収益認識基準の再検討」、古川裕人氏「役員給与税制の問題点とそのあり方」、鈴木恵子氏「所得税法 56 条 1 項の「生計を一にする」の解釈のあり方」、中角直喜氏「匿名組合に係る所得区分判定の考え方」、古川知紗氏「固定資産税における宅地の「適正な時価」
- 16 年 12 月 14 日 第 2 回刑事法研究会：鈴木晶斗氏「裁判員裁判における適正な少年法 55 条移送判断のあり方についての一考察」
- 16 年 12 月 15 日 第 4 回最高裁研究会：村松昭夫氏「アスベスト訴訟と最高裁判決及び動向ー泉南アスベスト訴訟を中心にー」
- 17 年 1 月 7 日 第 8 回商法研究会：竹瀝修氏「ドイツ保険契約法における自殺免責」、山田泰弘氏「取締役の第三者責任に関する会社の補償」
- 17 年 1 月 18 日 日韓法学部学生学術交流会：木村匡貴氏「離婚慰謝料と離婚原因慰謝料」、チョンヒョンチョン氏「最近の訪問販売取引行為」、松田有加氏「いわゆる「JKビジネス」における犯罪対策方法の検討ー過去と現状、その背景要因の分析からー」、パクチヘ氏「原子力発電所は許容された危険なのか」
- 17 年 1 月 18 日 講演会：Jean-Sylvestre Bergé 氏「Border Crossing Phenomena and the Law: Which Method?」
- 17 年 1 月 26 日 第 5 回最高裁研究会：井垣敏生氏「裁判の判断形成に関係があった可能性のある内在的及び外在的な諸要因ー自身の関与した裁判を素材にー」
- 17 年 2 月 3 日 博士論文公聴会：岡田行雄氏「少年司法における科学主義」
- 17 年 2 月 4 日 第 9 回商法研究会：中村康江氏「ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えの適否」、小野里光広氏「イギリス会社法における取締役の競業規制の展開ー取締役による「会社の機会」の取得を中心としてー」
- 17 年 2 月 7 日 博士論文公聴会：市川啓氏「間接正犯概念の淵源およびその発展に関する歴史的考察ー目的なき・身分なき故意ある道具を素材にー」
- 17 年 2 月 11 日 国際シンポジウム「家族紛争の合意解決と家事調停の機能ー韓国、台湾、日本の比較を通じて」：二宮周平氏「協議離婚における合意形成の促進ー3 か国の制度比較」、渡辺惺之氏「家事調停制度の特徴と調停離婚の機能ー国際的視点の試み」、林鍾孝氏「韓国における家事調停制度ー調停観の変遷」、宋賢鍾氏「専門調査官による調停前の関与ー新しい家事事件管理モデル」、林秀雄氏「家事事件法における家事調停事項の拡張ー合意解決の志向」、張筱琪氏「家事調停と外部の専門家との連携」、福市航介氏「弁護士・家事調停官から見た家事調停の機能」、高島聡子氏「子の意思の把握と家事調停ーツール、パンフレットの活用」



立命館ロー・ニュースレター
第 82 号 (2017 年 3 月)
編集：立命館大学法学会
 ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
 〒 603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
 law/lex/newsletterindex.htm